

群馬県では、(仮称)甘楽PAスマートインターチェンジの開通に先がけ、周辺地域において広告物の規制を行い景観を保全していく手続きを進めています。

景観誘導地域の指定について

(1) 景観誘導地域とは

群馬県では、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に、平成29年度に「景観誘導地域」制度を新設しました。

景観誘導地域に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うことが可能となり、今までに現在建設中の上信自動車道の未供用区間（H29.4）及び供用区間（ハッ場・長野原バイパス：H31.1）が指定されています。

(2) 景観誘導地域の指定

現在整備中である上信越自動車道（仮称）甘楽PAスマートIC周辺は、高速道路から降りてきた訪問客が最初に目にする甘楽町の風景となり、甘楽町の玄関口としてふさわしい景観形成が求められる地域であることから、群馬県では景観誘導地域に指定することにより、景観の保全を図っていきます。

甘楽町景観誘導地域指定区間（案）

【景観誘導地域の名称】 甘楽町景観誘導地域

【景観誘導地域の範囲】

指定区間：（仮称）甘楽PAスマートICから一般県道金井小幡線との交差点までのアクセス道路区間及びその交差点から100mまでの区間

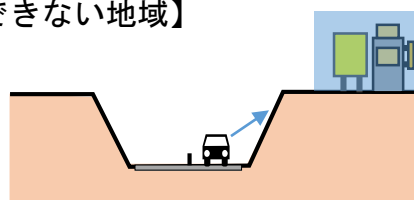
区 域：アクセス道路の中心線から100mの範囲
ただし、指定された道路から展望できない地域（※）は除く

屋外広告物の規制案

景観誘導地域内では、アクセス道路に向けて表示する屋外広告物を原則禁止としますが、「アクセス道路に接する店舗などにおける景観に配慮した自家広告物」と「統一デザイン集合看板」であれば、設置可能とする基準を盛り込んだ屋外広告物の規制とします。

※概要は裏面参照

（※）【展望できない地域】



アクセス道路から100m以内の地域であっても、アクセス道路から展望できない地域は景観誘導地域となりません。

指定区間周辺図



指定区間拡大図



今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 令和元年11月 | パブリックコメントの実施 |
| (2) 令和2年2月 | 屋外広告物条例施行規則の一部改正 |
| (3) 令和2年4月 | 改正屋外広告物条例施行規則の施行 |

指定地域(甘楽SICアクセス道路)における許可基準の特例

(1) 許可基準の特例の概要

<甘楽町景観誘導地域導入のイメージ>

○ 景観誘導地域に指定しなかった場合 (従来の許可基準と同じ)

● **甘楽SICアクセス道路に向けた広告物** アクセス道路からの眺望景観を直接阻害する広告物が出現するおそれ

特例設定の方針

甘楽SICアクセス道路からの良好な眺望景観を保全するため、以下の方針で基準を設定する。

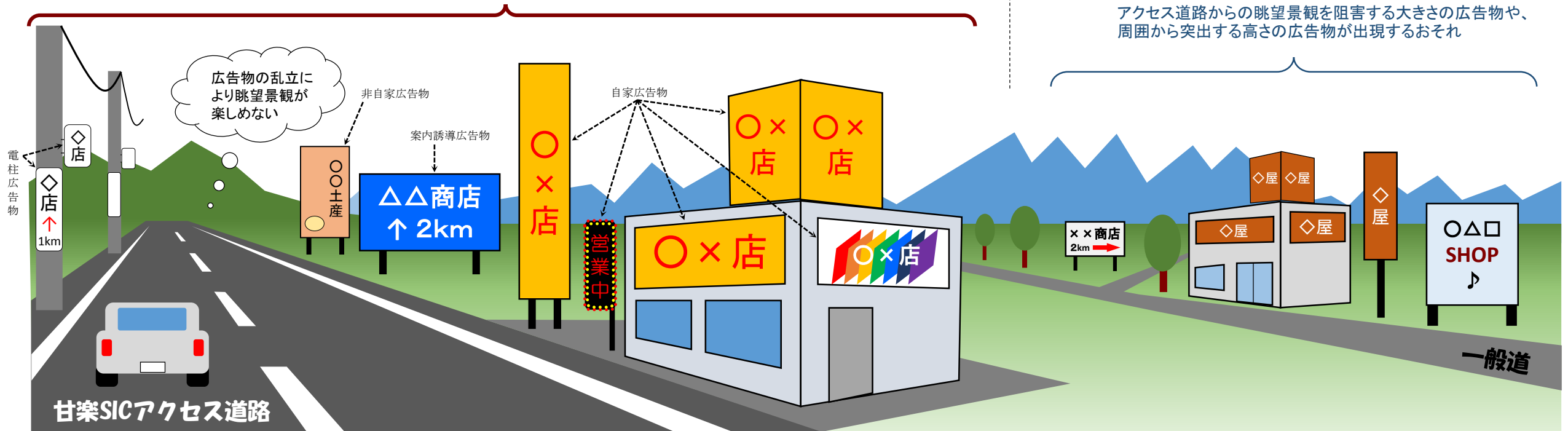
【原則】 甘楽SICアクセス道路に向けて表示する屋外広告物を防止

【例外】 甘楽SICアクセス道路に接する店舗等の自家広告物については以下の点に配慮した上で設置可

- ① 周囲の建造物から突出する高さの屋外広告物を防止
- ② 面積の大きな屋外広告物を防止
- ③ 色彩から受ける視覚情報の煩雑さを防止

● 一般道に向けた広告物

アクセス道路からの眺望景観を阻害する大きさの広告物や、周囲から突出する高さの広告物が出現するおそれ



○ 景観誘導地域に指定した場合 (許可基準の特例を設けた場合)

● 甘楽SICアクセス道路に向けた広告物

アクセス道路からの良好な眺望景観を保全するため**アクセス道路に接する店舗等の自家広告物のみ新たな基準で設置可**

● 一般道(※)に向けた広告物

(※) 甘楽町景観誘導地域内
周囲から突出する高さの広告物などを制限



(2) 規制内容のイメージ(代表例)

① 甘楽SICアクセス道路に向けて表示する場合

《自家広告物》 〔 自らの店舗等に店名などを掲示するもの 〕 〔 屋上広告物は禁止 〕	《非自家広告物》 〔 自家広告物以外のもの 〕	《案内誘導広告物(建植)》 〔 施設などへの誘導目的のもの 〕
<p>壁面 25m² 建植 15m² 8m ・色数5色以下(色相Nを除く) ・光源の点滅不可 ・写真は広告面の1/2以下</p> <p>総量50m²以下</p> <p>※アクセス道路に接道する店舗等に限る</p>	設置不可	

② 景観誘導地域内の一般道に向けて表示する場合

《自家広告物》	《非自家広告物》	《案内誘導広告物(建植)》 〔 道路からの距離に関わらず 一定基準 〕 表示一面面積:3.3m ² 以下 高さ:5.0m以下
<p>屋上広告は禁止 壁面 25m² 建植 15m² 10m 総量100m²以下</p>	設置不可	<p>5m 集合看板の場合10m² (一面3.3m²以下)</p>

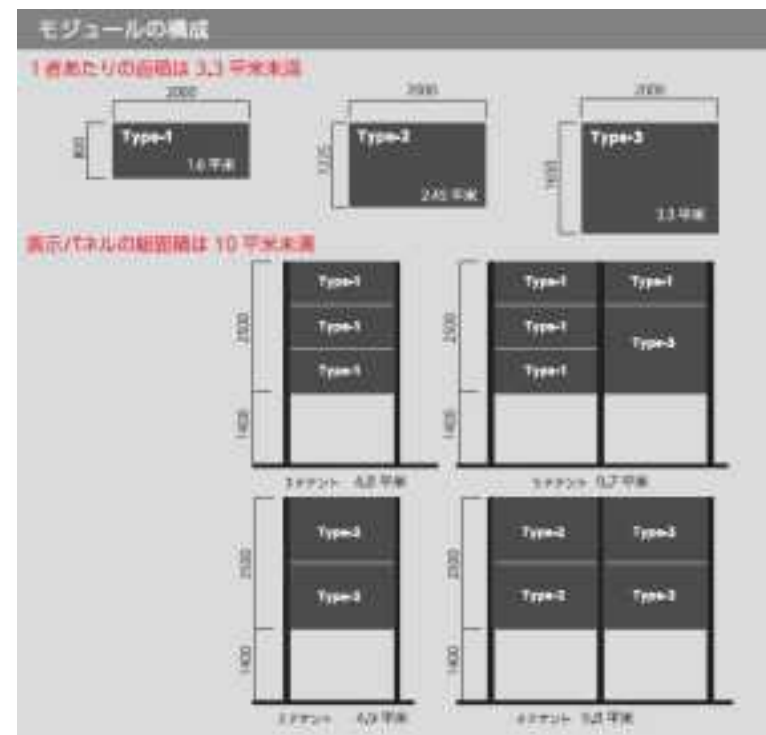
※ 現行の許可地域・禁止地域及び上記ケースの許可基準の一覧については 2.(4) 個別許可基準を参照

(3) 案内誘導広告物の例外的取扱い

指定区域となっている景観誘導地域内であっても、規則で定める統一デザイン集合看板は設置可能とする。



集合看板のイメージ(上信自動車道景観誘導地域の例)



既存の屋外広告物の取扱い(条例改正で規定済み)

景観誘導地域の新基準に適合しない既存の屋外広告物については、建て替えする時、若しくは変更・改造する時まで、引き続き設置可能とする。

(4) 個別許可基準

【アクセス道路沿道基準】許可地域（第1種許可地域）・禁止地域・甘楽町景観誘導地域の許可基準の比較表

アクセス道路に接道する店舗等に限る

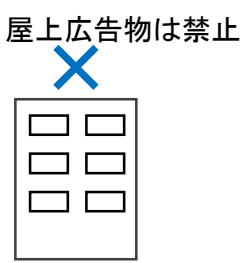
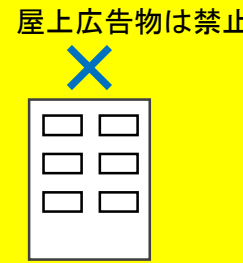
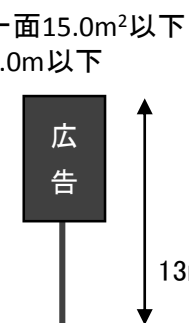
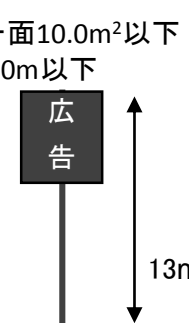
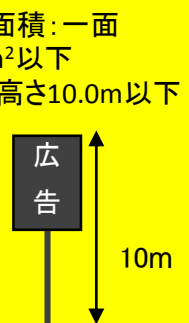
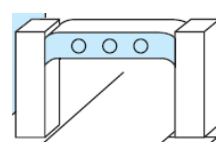
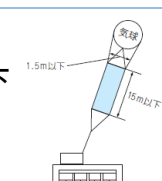
① 自家広告物個別基準

		現行の基準 (第1種許可地域)	禁止地域の基準	甘楽町景観誘導地域の 基準	
総表示面積					
区分		第一種許可地域	禁止地域	景観誘導地域	
一般の施設の場合		100㎡以下	原則設置不可 (適用除外として 10㎡以下は設置可)	50㎡以下	
商業施設等	延床面積	2千㎡未満		100㎡以下	50㎡以下
		2千㎡以上 5千㎡未満		150㎡以下	75㎡以下
		5千㎡以上 10千㎡未満		200㎡以下	100㎡以下
		10千㎡以上 15千㎡未満		250㎡以下	125㎡以下
		15千㎡以上		300㎡以下	150㎡以下
		屋上広告物			
表示面積: 一面25㎡以下		屋上広告物は禁止		屋上広告物は禁止	
建植広告物					
表示面積: 一面15.0㎡以下 高さ: 高さ13.0m以下		表示面積: 一面10.0㎡以下 高さ: 高さ13.0m以下		表示面積: 一面15.0㎡以下 高さ: 高さ8.0m以下	
電光掲示板等					
○建築物及び建築物敷地を利用するもの					
高さ	建植する場合	上端の地上からの高さ5m以下			
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下			
表示面積		車道端からの後退距離が5m未満の場合: 1面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下			
		5m以上10m未満の場合: 1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下			
		10m以上の場合: 1面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下			
表示方法	建築物の壁面から突き出して設置する場合: 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下				
		設置不可	設置不可	設置不可	
※空き地に建植するものについては別途基準あり					
色彩等					
規制なし		規制なし		色数5色以内 ・色相Nを除く ・色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内	

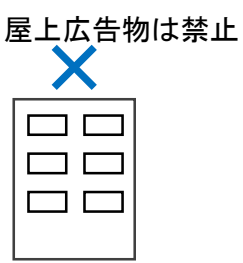
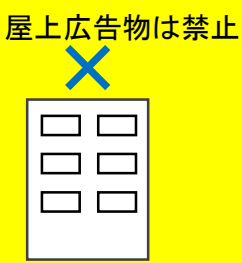
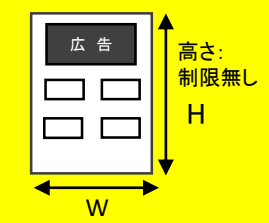
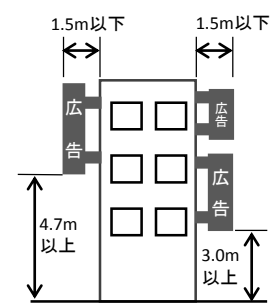
		現行の基準 (第1種許可地域)	禁止地域の基準	甘楽町景観誘導地域の 基準																												
アーチ広告物																																
下端高さ 歩道上: 3m以上 車道上: 4.7m以上				表示面積: 一面10.0㎡以下																												
		設置可		設置不可																												
アドバルーン (短期広告物(許可期間2か月以内))																																
広告物長さ: 15m以下 幅: 1.5m以下				表示面積: 一面10.0㎡以下																												
		設置不可		設置不可																												
② 非自家広告物個別基準																																
建植広告物 (案内誘導広告物)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>5m~10m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>10m~20m未満</td> <td>5m</td> <td>7㎡</td> <td>14㎡</td> </tr> <tr> <td>20m~30m未満</td> <td>5m</td> <td>15㎡</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>30m~40m未満</td> <td>7m</td> <td>20㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>40m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table>		道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	5m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡	20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡	30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡	40m以上	10m	30㎡	60㎡	(道路からの距離に関わらず一定基準) 表示一面面積: 2.0㎡以下 高さ: 5.0m以下		設置不可
道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積																													
5m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																													
5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																													
10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡																													
20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡																													
30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡																													
40m以上	10m	30㎡	60㎡																													
集合看板の場合10m ² (一面3.3m ² 以下)				集合看板の場合10m ² (一面2m ² 以下)																												
		設置可	設置不可	設置不可																												
電柱広告物																																
		設置可	設置不可	設置不可																												
※案内誘導広告物については別途基準あり																																
その他																																
【規制範囲内の一般道に向けた掲出基準】と同じ				設置不可																												

【規制範囲内の一般道に向けた掲出基準】許可地域（第1種許可地域）・禁止地域・甘楽町景観誘導地域の許可基準の比較表

① 自家広告物個別基準

	現行の基準 (第1種許可地域)	禁止地域の基準	甘楽町景観誘導地域の基準
屋上広告物	表示面積: 一面25㎡以下	屋上広告物は禁止 	屋上広告物は禁止 
建植広告物	表示面積: 一面15.0㎡以下 高さ: 高さ13.0m以下 	表示面積: 一面10.0㎡以下 高さ: 高さ13.0m以下 	表示面積: 一面15.0㎡以下 高さ: 高さ10.0m以下 
アーチ広告物	下端高さ 歩道上: 3m以上 車道上: 4.7m以上 	表示面積: 一面10.0㎡以下	設置不可
アドバルーン (短期広告物(許可期間2か月以内))	広告物長さ: 15m以下 幅: 1.5m以下 	表示面積: 一面10.0㎡以下	設置不可

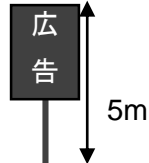

② 非自家広告物個別基準

	現行の基準 (第1種許可地域)	禁止地域の基準	甘楽町景観誘導地域の基準			
屋上広告物	表示面積: 一面20㎡以下	屋上広告物は禁止 	屋上広告物は禁止 			
壁面広告物	20㎡以下	設置不可	表示面積: (H×W)の1/3以下かつ一面3.3㎡以下 高さ: 制限無し 			
突出広告物		設置不可	設置不可			
建植広告物	○道路沿線					
	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積		
	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可		
	5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡		
	10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡		
	20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡		
	30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡		
	40m以上	10m	30㎡	60㎡		
	○鉄道沿線					
	鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積		
	50m未満	設置不可	設置不可	設置不可		
	50m以上	10m	30㎡	60㎡		

	現行の基準 (第1種許可地域)	禁止地域の基準	甘楽町景観誘導地域の基準																
電光掲示板等	<p>○建築物及び建築物敷地を利用するもの</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>建植する場合</td> <td>上端の地上からの高さ5m以下</td> </tr> <tr> <td>建植以外</td> <td>上端の地上からの高さ7m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表示面積</td> <td rowspan="3"></td> <td>車道端からの後退距離が5m未満の場合： 1面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td>// 5m以上10m未満の場合： 1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下</td> </tr> <tr> <td>// 10m以上の場合： 1面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td></td> <td>建築物の壁面から突き出して設置する場合：上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>交差点から20m以上離れた位置とする。(ただし表示面積1㎡以下のものは可)</td> </tr> </table> <p>空き地に建植するものについては別途基準あり</p>	高さ	建植する場合	上端の地上からの高さ5m以下	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下	表示面積		車道端からの後退距離が5m未満の場合： 1面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下	// 5m以上10m未満の場合： 1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	// 10m以上の場合： 1面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下	表示方法		建築物の壁面から突き出して設置する場合：上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下			交差点から20m以上離れた位置とする。(ただし表示面積1㎡以下のものは可)	設置不可	設置不可
高さ	建植する場合		上端の地上からの高さ5m以下																
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下																	
表示面積		車道端からの後退距離が5m未満の場合： 1面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下																	
		// 5m以上10m未満の場合： 1面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下																	
		// 10m以上の場合： 1面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下																	
表示方法		建築物の壁面から突き出して設置する場合：上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下																	
		交差点から20m以上離れた位置とする。(ただし表示面積1㎡以下のものは可)																	
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上:3m以上 車道上:4.7m以上</p> 	設置不可	設置不可																
アドバルーン (短期広告物(許可期間2か月以内))	<p>広告物長さ:15m以下 幅:1.5m以下</p> 	設置不可	設置不可																

③ 案内広告物等個別基準

案内広告物等:非自家広告物の一種。案内という性格から、他の非自家広告物より基準が緩和されているものもある

	現行の基準 (第1種許可地域)	禁止地域の基準	甘楽町景観誘導地域の基準																											
基準の概要	<p>非自家広告物の個別基準に適合し、下記基準に適合しているものは設置可能。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>一面面積</th> <th>高さ</th> </tr> <tr> <td>案内誘導広告物</td> <td>2.0㎡以下</td> <td>5.0m以下</td> </tr> <tr> <td>案内図板</td> <td>15.0㎡以下</td> <td>5.0m以下</td> </tr> </table> <p>※掲示不可 ・屋上広告物 ・電光掲示板等</p>	種類	一面面積	高さ	案内誘導広告物	2.0㎡以下	5.0m以下	案内図板	15.0㎡以下	5.0m以下	<p>非自家広告物の個別基準に適合し、下記基準に適合しているものは設置可能。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>一面面積</th> <th>高さ</th> </tr> <tr> <td>案内誘導広告物</td> <td>2.0㎡以下</td> <td>5.0m以下</td> </tr> <tr> <td>案内図板</td> <td>15.0㎡以下</td> <td>5.0m以下</td> </tr> </table> <p>※掲示不可 ・屋上広告物 ・電光掲示板等</p>	種類	一面面積	高さ	案内誘導広告物	2.0㎡以下	5.0m以下	案内図板	15.0㎡以下	5.0m以下	<p>・建植広告は非自家広告物と異なる基準 ・その他広告は、非自家広告物の個別基準と同様</p> <p>※掲示不可 ・屋上広告物 ・電光掲示板等</p>									
種類	一面面積	高さ																												
案内誘導広告物	2.0㎡以下	5.0m以下																												
案内図板	15.0㎡以下	5.0m以下																												
種類	一面面積	高さ																												
案内誘導広告物	2.0㎡以下	5.0m以下																												
案内図板	15.0㎡以下	5.0m以下																												
建植広告物 (案内誘導広告物)	<p>〔道路からの距離に関わらず一定基準〕</p> <table border="1"> <tr> <th>道路からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> <tr> <td>5m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>5m~10m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>10m~20m未満</td> <td>5m</td> <td>7㎡</td> <td>14㎡</td> </tr> <tr> <td>20m~30m未満</td> <td>5m</td> <td>15㎡</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>30m~40m未満</td> <td>7m</td> <td>20㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>40m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </table> <p>集合看板の場合10m² (一面3.3m²以下)</p> <p>表示一面面積: 2.0m²以下 高さ:5.0m以下</p>  <p>集合看板の場合10m² (一面2m²以下)</p>	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	5m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡	20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡	30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡	40m以上	10m	30㎡	60㎡	<p>〔道路からの距離に関わらず一定基準〕</p> <p>表示一面面積: 3.3m²以下 高さ:5.0m以下</p>  <p>集合看板の場合10m² (一面3.3m²以下)</p>
道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積																											
5m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																											
5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																											
10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡																											
20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡																											
30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡																											
40m以上	10m	30㎡	60㎡																											